

# limitations

## 通信課程教育の現状と可能性

大学通信教育は、1947年に学校教育法により制度化され、1950年に正規の大学教育課程として認可された。さらに1999年には大学院の修士課程、2003年には博士課程も開設され、現在およそ23万人（文部科学統計要覧 令和6年度（2024）による）の学生が在籍している。通信教育課程は、いつでもどこでも学ぶことができることから、さまざまな理由で通学制大学へ進学できなかった人たちや、社会人生活と並行して学問を修めるなど教育機会の均等とともに、資格や免許を取得する教育課程としての活用や、退職後の生涯学習の場といった役割も担ってきた。また、近年、インターネットを活用した通信制高校などが開校し、2023年



### CONTENTS

#### 大学通信教育の規模・アクセス・質とその課題

高橋 陽一

公益財団法人私立大学通信教育協会理事長

#### 革新と守旧

— 慶應義塾の挑戦 —

大屋 雄裕

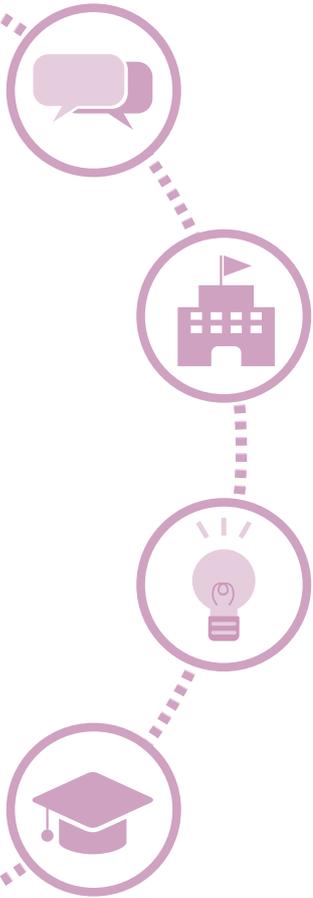
慶應義塾大学通信教育部長・法学部教授

# Education beyond

度は26万人を超える生徒が通信制高校で学んでいる。この状況に伴い、通信制大学の在籍者に占める18〜22歳の学生の割合も増加してきている。

大学通信教育には、全国どこに住んでいても就学できる、通学制と比較すると学費が安い、ライフステージの変化に合わせて、自分のペースで学びを進めることができるといった特徴やメリットがある一方で、休学者や退学者が多いとも言われている。このような状況を踏まえ、各大学においては、継続した学びをサポートする学習支援体制の構築はもちろんのこと、多様化する授業方法に対応する教育の質の維持・向上などが求められている。

本企画では、学びのニーズの多様化やコロナ禍でさらに進んだ通学制大学におけるICT（情報通信技術）を活用する授業の広がりなど、大学の通信教育課程を取り巻く状況が大きく変わりつつある中での通信教育課程の現状と可能性を検討したい。



## 法知識の普及を目指して

—中央大学法学部通信教育部の現状と課題—

森光

中央大学法学部教授・通信教育部長

## 社会と芸術の新たな関係を目指して

範國 将秀

京都芸術大学通信教育課程事務局長

## 通信教育が直面する課題

貝 英幸

佛教大学副学長兼生涯学習機構長

## フルオンライン大学の進化と将来性

—サイバー大学の教育テクノロジーと社会的貢献—

川原 洋

株式会社サイバー大学代表取締役兼学長

## 大学通信教育の規模・ アクセス・質とその課題

高橋 陽一

公益財団法人私立大学通信教育協会  
理事長

### はじめに

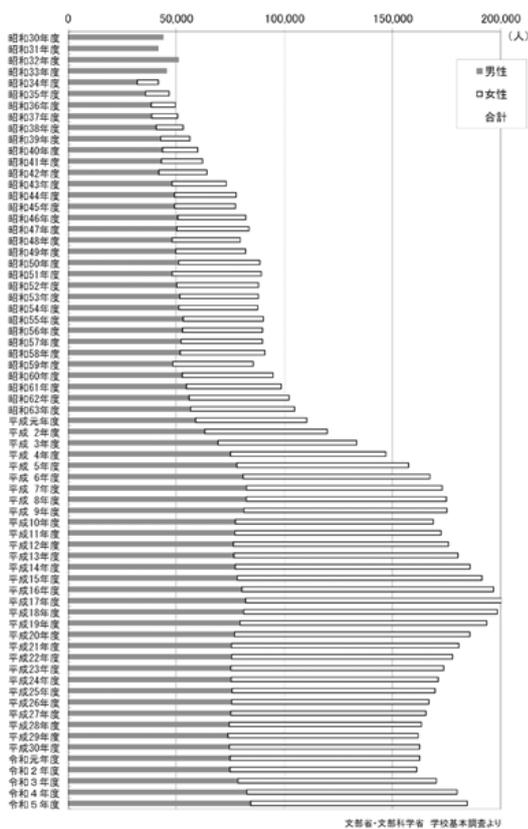
大学通信教育はコロナ禍およびICT化による社会生活の変容により、急速な展開を遂げた。ここでは2024（令和6）年5月31日に中央教育審議会大学分科会の高等教育の在り方に関する特別部会の要請で報告したデータ（文部科学省ウェブページ掲載<sup>\*1</sup>）により、同特別部会が提起する規模・アクセス・質という論点に沿って大学通信教育の概要と課題を述べていく。

### 1 戦後改革から拡大する規模

戦前日本の高等教育は、官立優先と性差と職業による差別を前提とした制度であり、私立大学の公認も1918（大正7）年の大学令まで遅延した。しかし、私立専門学校を中心とした通信教育は明治期に開始され、日本の大学拡張の実績を示した。

戦後、「教育の機会均等」をうたう憲法と教育基本法と学校教育法のもとで、年齢、職業、学歴の多様性を前提とする大学通信教育が公認された。1950（昭和25）年の大学通信教育の開始は、国立大学ではなく、戦前から実績のある、法政大学、慶應義塾大学、中央大学、日本女子大学、日本大学、玉川大学の6つの私立大学によって実現したことは象徴的である。

大学通信教育の学部学生数の変遷を「図表1」に示した。長期的には学生数は増加傾向にあり、2005（平成17）年から低下したが、コロナ禍に再び増加へと転じている。2023（令和5）年の通学課程の学生数263万人余と比較すると、通信教育課程の学生数18万人余はその7.0%に相当する。この比率は、短期大学では22.8%と高く、



[図表1]通信教育課程(学部)学生数

トなどの無職・その他が長期に増加した。初期には過半

いる。職業の多様性についても、定年退職者やアルバイト

同様の18〜22歳の若年層も増加して、2割近くを占めて

の中高年層は長期に増加しており、この数年は通学課程

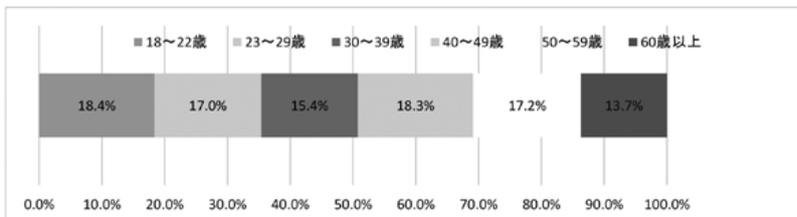
の学生は初期からの大学通信教育の特色だが、50歳以上

2023(令和5)年のデータを示した。多様な年齢層

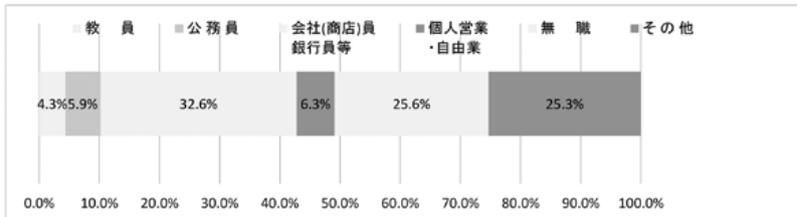
の学生は初期からの大学通信教育のフルタイムの学生

と異なり、多様な社会生活のなかで学ぶ。「図表2」には、

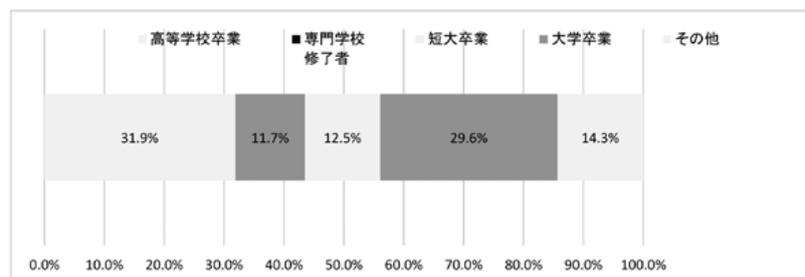
2023(令和5)年 年齢 学校基本調査より



2023(令和5)年 職業 学校基本調査より



2023(令和5)年 最終学歴別入学者 私立大学通信教育協会入学者調査



[図表2]通信教育課程の年齢・職業・学歴

大学院では1.4%と低い。通学課程のみの大学の教職員

は通信教育課程の存在を忘れがちだが、実際には通学課程

の1割近い通信教育課程の学生が存在する。

通信教育課程の学生は、通学課程のフルタイムの学生

と異なり、多様な社会生活のなかで学ぶ。「図表2」には、

2023(令和5)年のデータを示した。多様な年齢層

の学生は初期からの大学通信教育の特色だが、50歳以上

の中高年層は長期に増加しており、この数年は通学課程

同様の18〜22歳の若年層も増加して、2割近くを占めて

いる。職業の多様性についても、定年退職者やアルバイト

などの無職・その他が長期に増加した。初期には過半

数を占めた公務員・教員が相対的に減少して、それ以外

の会社員等の増加も顕著である。

入学時の学歴は、大学通信教育のリカレント教育とし

ての特徴を示している。当初は大学へ入学できなかった

人たちに門戸を開放することが大学通信教育の役割で

あったが、現在は、高等学校卒業者は3割に過ぎず、大

学や短期大学や専門学校などの高等教育卒業者が多数を占めている。このため、各大学ともに「入学者」よりも「編入学者」が多数で、大学既卒者のための大学といった様相である。

## 2 「いつでも」「どこでも」のアクセス

18歳人口の減少による2040年問題は、私学経営の深刻な問題である。ただ、2040年問題の少子高齢化の対策としての多様な年代の就労と社会参加を広げる課題は視野に入れるべきである。大学通信教育の視点からは、少子高齢化による人口構成の変化をネガティブに一面化するのではなく、高等教育への多様なアクセスの拡大としても捉えたい。

国公立の大学は全国に810校あるが、大学通信教育(学部)は約5%の46校しかない(2023年)。47都道府県のすべてに大学はあるが、大学通信教育の本部所在地は半分以上の29県が不在である。これは一見すると大学通信教育の「偏在」を示しているが、実は不在県の大学通信教育進学者数は少なくない。郵便だろうがイン

ターネットだろうが、大学通信教育の学生は居住地から学び続けるのだから、「いつでも」「どこでも」アクセスできるのであり、大学通信教育は日本中に「遍在」しているのである。正確には、日本中に、だけではない。本土復帰前の沖縄は高い大学通信教育への進学率を示しており、今も高い進学率を誇る。海外在留日本人の大学通信教育ニーズは今後も増加する予想である。

こうした遍在的なアクセスは、大学通信教育を担う私立大学の努力によって成り立っている。キャンパス以外で実施する地方スクーリング、各都道府県会場の単位修得試験の実施などの努力が、各地の母校卒業者からの支援も含めて形成されてきた。さらに、自宅で可能な遠隔授業とオンライン試験への移行も進みつつある。

私学へのアクセスの最大の障壁は、授業料負担である。各大学の同一学部学科の授業料を比較すると、通学課程の一年次納付金百数十万円に対比して、通信教育課程は10〜20万円程度なので、1〜2割程度となる。もちろん、スクーリングや遠隔授業の受講料が別途必要であり、4年を超えて在籍する学生が多いために合計金額は上昇する。大学通信教育へのアクセスの確保は、戦後教育改革以

来の教育の機会均等という日本国の理念の実現であるが、それは私立大学の教職員の熱意と経営努力に委ねられてきた。戦後の第四種郵便から2020年開始の授業目的公衆送信補償金制度の減額など、大学通信教育の公的支援には感謝したい。

しかし、リカレント教育やリスキリングが政策として提起されながらも、教育訓練給付制度（厚生労働省）が大学通信教育に適用されにくいことや、遠隔授業受講者が日本学生支援機構の貸与奨学金対象にならないことなど、通信教育課程の学生の不利益は少なくない。

また、日本私立大学連盟が永年にわたり指摘している国立大学への不公平な優遇施策は、大学通信教育においても顕著である。放送大学学園法成立時の国会決議では特別法による事実上の国立大学である放送大学が私学と連携協力することがうたわれた。しかし、多額の補助金が放送大学のみ支出されており、国費で全都道府県に開設された学習センターは放送大学学生しか利用できない。

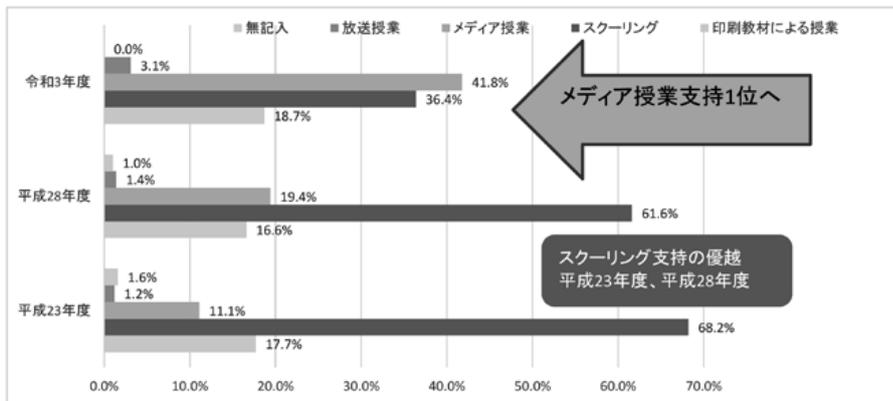
### 3 質の維持と向上

大学通信教育では一般に、競争型学力試験ではなく書類審査で入学・編入学を認めるアドミッション・ポリシーをもち、学則上も4年制で10年程度の長期在学期間を明記するカリキュラム・ポリシーをもつ。

こうした大学通信教育の特色を、大学通信教育の質の低さを示すものと誤解する向きもあるが、そんな甘いものではないことは学生が一番知っている。学び方の自由度の高さは、多様な生活の中で学ぶ学生の計画性や自己管理を必須とするものであり、遠隔授業の出席や毎回の課題のチェック、通信授業のレポート添削、単位授与試験など公正な関門がシステムとして存在する。最終的に通学課程と同一の学力、同一の学位を各大学で判定するわけであり、ディプロマ・ポリシーの厳密さゆえに、アドミッションやカリキュラムの自由度が広がるのである。こうした学生の努力を支援していくために、大学も入学や編入学段階の進路アドバイスを含めた審査からはじまり、多様な学習歴とキャリア形成計画に即応した学習相談や進路相談まで求められる。

当初の通信授業と面接授業の二つの授業方法しかなかった時代には、4年制大学124単位のうち30単位の面接授業を必須とすることが、質保証の基本となっていた。このためにスクーリングが必須とされて、勤務先や家庭で有給休暇などを学生が努力して調整することが必須となる。そういう苦労があるのだから、面接授業は通信教育課程の学生から嫌悪されていると思われるのだが、「図表3」に示した私立大学通信教育協会の学生生活実態調査では「自分に一番合っている授業方法」は、面接授業という回答が長期にわたりトップであった。理由には直接に教員や友人と会える面接授業が、学習の刺激や喜びになっていることがある。

私立大学通信教育協会「学生生活実態調査」より



[図表3]自分に一番合っている授業方法

この回答が変化したのが、コロナ禍の変化である。面接授業に相当する学生と教員の双方向性を必須とする遠隔授業は、そのシステム開発や教員と学生の熟練度が前提になるために、その普及は決して急速ではなかった。しかし、大学通信教育では1998（平成10）年に遠隔授業が大学通信教育設置基準に規定され、各大学と私立大学通信教育協会による研究活動が進み、2016年にはメディア授業ガイドラインを制定して質の維持と向上に努めてきた。こうした状況から、2023年調査ではスクーリングを上回る学生の支持が高い授業方式となったのである。スクーリングの対面に代替するオンラインの交流と高度の利便性が支持の理由に挙げられよう。

遠隔授業の拡大とICT活用は今後も大学通信教育のトレンドとなるであろう。2022（令和4）年9月の大学通信教育設置基準の改正では、面接授業、通信授業、放送授業、遠隔授業の四方式についても見直しが進み、通信授業や放送授業でのインターネット活用が明記された。各大学では、遠隔授業に限らず、「いつでも」「どこでも」学べる通信授業や放送授業のオンライン教材化が進展している。遠隔授業に不正の疑いをなくす技術開発

も広がっており、私立大学通信教育協会のメディア授業ガイドラインが提唱する第三の本人認証方法についても、顔認証システムを始めとした先進的な技術の導入が各大学で進行している。

ひるがえって、ICT活用が前提となった時代の大学教育においては、通学課程の大学の意義もまた再確認されるべきである。2020年のコロナ禍の大学論では、遠隔授業に置き換わった通学課程の授業を、そのまま遠隔で維持するべきだという主張まで存在した。通信教育課程のオンライン上の対面性の模索は、通学課程の前提としての授業の対面性の人格形成の意義と対にして検討するべきであろう。2022年の大学設置基準改正においては、通学課程の遠隔授業の60単位上限を維持しつつ質保証ある特例ケースでの撤廃が追加されたことは、妥当な改正と言える。

現在、実績ある通学課程の大学通信教育への拡大や、さまざまな母体による新しい通信制大学の設立などが計画されている。私立大学通信教育協会は、従来からこうした大学等に情報提供や相談などの支援を行ってきた。この際にかかわらずアドバイスしてきたことは、一つには、現在の教

育の実績や社会的評価が大学通信教育で活かせるかどうかという自己点検・自己評価の視点である。全国規模のアクセスを前提とした大学通信教育とは、入学希望者が自由に大学を選択できるシステムであり、大学経営の視点で言えば全国規模の大学間競争でもある。それゆえに、もう一つのアドバイスとして、大学通信教育から撤退する場合にも、学則の定める長期の在学期間の在学学生に教育責任を果たしてほしいという原則論である。これは抽象論ではなく、現実に大学通信教育から撤退せざるを得ない事情の大学の方々に申しあげてきたことでもある。

少子高齢化社会は、実質的な学び直しを保証した高度な生涯学習社会であり、18歳入学を前提とした通学課程と、あらゆる年代を受け入れる通信教育課程が、高度に連携して高等教育を保証する必要がある。多くの大学関係者が多様なアクセスを可能とする大学像を模索することを念願する。

〈注〉

\*1 [https://www.next.go.jp/content/20240531-koutou02-000036245\\_3.pdf](https://www.next.go.jp/content/20240531-koutou02-000036245_3.pdf)

## 革新と守旧

### ―慶應義塾の挑戦―

大屋 雄裕

慶應義塾大学通信教育部長・  
法学部教授

#### 1 パンデミック以前

慶應義塾大学の通信教育課程は1948年に大学通信教育講座として始まり、2年後の1950年に新制大学の通信教育課程として正式に認可を受けたものである。以来75年間にわたって通学課程と同じ教員が教育を担当し、通学課程と同じ学位を出すという伝統を守り、これまでに1万7千人以上の卒業生を送り出してきた。文・経済・法の3学部から構成されており、教職課程を設置していることもあわせ、文系の総合的な教育を提供している。

前述のように伝統ある教育課程であることもあり、教育手法についても配布された教材を自習自学し、レポー

トと年4回対面で実施される科目試験で評価するというテキスト科目を中心としつつ、週末・夜間・夏期に対面で実施するスクーリングを併用することを基本としてきた。また、1958年から2006年までは語学を中心として短波ラジオで放送される科目群も設置されてきた。全学部において卒業論文の執筆が課されており、そのための指導（最低3回）や最終的な卒業試験は基本的に三田キャンパスにおいて対面で実施されてきたところである。全国各地の通信教育課程の学生で組織されている学生団体「慶友会」に対し、その希望に応じて大学教員を講師として派遣し講演会を行うという制度も、対面性を重視してきた方針の一環である。

当然ながら教育手法の革新はこれまでも順次行われてきた。語学などの放送科目は2006年にインターネット上のオンデマンド配信に切り換えられ、2023年からは後述するE-スクーリング（メディア授業）に統合された。2017年にはデジタル教育環境の大幅な強化が行われ、テキストの電子版配信を開始するとともに、授業をオンデマンド動画配信で実施するE-スクーリング科目が設置された。科目試験はテキスト科目と同じく対面

で実施されるが、小テストやレポートなどの学習過程を管理するためにメディア授業用のプラットフォームであるKCC-Trackが新たに設置された（のちに通学課程で導入した学習管理システムであるK-LMSに移行）。2019年からは学習活動支援システムであるkcc-channelを介したレポートの提出・添削も開始され、デジタル化の推進が徐々に進められてきたところである。

## 2 パンデミックへの対応

このような状況を一変させたのが、2020年以降に生じたCOVID-19問題であった。これまで本学では、全国の意欲ある学生に高等教育を受ける機会を提供するという通信教育のミッションを一方では重視しつつも、他方では前述のとおり科目試験・スクーリング・卒論指導・卒業試験というカリキュラム上の重要な段階を対面で実施し、教員と人的な交流を持ちながら進めることを重要な理念としてきた。しかしCOVID-19の蔓延により全国的に広範な移動制限が敷かれ、多人数を一ヶ所に集めること、対面でコミュニケーションを取ること自

体が忌避される状況のなかで、本学のカリキュラムをどのように維持できるかということが問われる状況となったのである。この問題を背景として、デジタル教育環境の強化と情報技術活用の推進が一挙に進められることとなった。

具体的には、卒論指導・卒業試験に対するウェブ会議システム（Zoom）の導入、オンラインで受講できるスクーリングの拡大を挙げることができる。また、前述した慶友会への講師派遣についてもオンラインでの開催を認めることとした。一方この期間については対面での科目試験を取り止め、レポートによる代替的な評価を実施したほか、対面でのスクーリング開催も断念し、可能なものはオンラインでの実施に切り換えられた。

2022年度からは、認証のためのポータルであるKeio.jpを通じてさまざまなデジタルサービスが利用できるようになった。Microsoft365、Google Workspaceなどに加え、卒業論文指導の登録を済ませた学生がメディアセンターへリモートアクセスすることが可能となった点が特記に値する。大学として契約している電子ジャーナルやデータベース、購入済の電子ブックなどを、学生

が利用可能になったため、特に近隣に大規模な図書館を持たないような地域の学生にとっての利便性を大きく向上させることができたのではないかと考えている。

また、従来のようなオンデマンド配信型のE-スクーリング（メディア授業）だけではなく、リアルタイム動画配信で受講できるスクーリングについても試行的な取り組みを進めている。入学の際や卒業に向けたガイダンス、レポートの書き方に関する指導などについてもハイブリッド開催やそれに基づくオンデマンドでの動画配信を進めており、学習相談についても従来の対面型に加えウェブ会議を利用して参加できる機会を設けることとした。一連の改革を通じて学生には高いデジタル・リテラシーが必要となったことから、新規入学者に対してはコンピュータとインターネットの利用が必須であることを告知するとともに、在学者に対するリテラシー向上のための支援講座を実施するといった取り組みを行った。カリキュラムの全体的なデジタルシフトを進めることにより学習の機会を全国に届けるというミッションをより一層実現していくよう努力している。

### 3 未来へ

他方、科目試験に対する代替レポートについてはいわゆる感染症の5類移行を受けて終了させ、対面による科目試験実施に戻している（高齢の学生が多いことも考慮し、通学課程と比較すると約1年長く特別対応を残した）。卒業試験をウェブ会議で実施することはあくまで例外と位置付けており、学生の利便など一定の観点から必要と認められる場合に限って実施することとしている。特に2022年以降、ChatGPTやDeePLなど生成系AI（generative AI）が急速に発展・普及したことによって、語学系科目を中心としてレポートによる学習状況の評価が困難になっていくことが指摘されている。デジタル化の進展により、逆説的ではあるがその影響を受けない対面環境における評価の重要性が証明された形になっているとも言えよう。スクーリングについても必要単位数を全てE-スクーリング（メディア授業）で取得することは認めておらず、対面式の授業を必ず履修するよう求めていることもこの点と関係があり、語学のようにインタラクティブに学びその成果を確認する必要のある領域があ

ることを意識している。

慶友会への講師派遣については引き続きオンラインでの開催も認めているが、こちらでは地域的に離れた複数の慶友会がオンラインの講演会を共催することで受講機会を共有するとともに、新たな学生間の交流の契機となるなど固有のメリットも生まれている。

全体として、学習過程についてはデジタル化の恵沢けいたくを十分に活用して学生にとって利便性の高い学習環境を提供する一方で、評価の局面については必要な場合に対面で実施することによって厳格さを維持し、学習の質保障につなげていくことを意図している。ただ、海外にいながら入学してくる学生、入学後に職業・家庭等の事情により海外に移転する学生も増えてきていることから、対面による評価が学習の制約となっている面がないとは言えないのも事実であり、この点については検討を進めていく必要があると認識している。

我が国が現在置かれている状況を全体的に俯瞰した場合に見えてくる2つの問題点、すなわち、第一に通学により高等教育を受ける機会が特に三大都市圏を中心とする大都市部に集中していることから18歳を契機とする都市

への人口移動が生じており、それにより東京一極集中と地方の過疎という問題が悪化していること。第二に人生百年時代を迎え職業的キャリアの中途におけるリカレント教育の必要性が増大していること。この2つの点から、都市部に移動しなくとも・移動することができなくとも高等教育を受けられる手段としての大学通信教育の重要性が高まっていると考えることができる。

他方、特に後者の観点からは、設立時に想定されていたように高校卒業後の進学がさまざまな事情で困難であるものを主に想定したカリキュラム・教育内容では十分と言えず、リカレントや生涯学習の観点に対応した改善を図っていくことが必要だと考えられる。慶應義塾大学通信教育課程としても、教育の水準や内容に関する伝統を守りつつ、現代的な状況に対応するためのデジタル技術の活用とカリキュラム改善を進めていく考えである。

# 法知識の普及を目指して

—中央大学法学部

通信教育部の現状と課題—

森光

中央大学法学部教授・通信教育部長

## 1 沿革

中央大学は、1885（明治18）年英吉利法律学校として発足した。当初は法学部のみが設置された。英吉利法律学校の創立者は若い18人の法律家である。彼らは、開成学校・大学南校・東京大学とその名称を変更し、1886（明治19）年には帝国大学法科大学となる官立の大学法学部の出身者たちである。創立者たちが目指していたのは、当時の近代国家の建設にあたり必要となる法律家を養成することであり、また社会に広く法知識を普及させることであった「写真1」。



[写真1]英吉利法律学校・東京英語学校校舎

英吉利法律学校は、創立当初より校外生制度を設けた。講義の内容を学生や卒業生に書き取らせ、これを当時整備されたばかりの郵便（試行的開始は1872（明治5）年、逓信省の設置は1885（明治18）年）を使っ

て、全国の学生たちへと郵送した。この校外生制度が現在の通信教育部の前身である。今日なお、本学の通信教育部では、通学課程と同様の教育を行うという理念を掲げているが、その出発点は明治期の創立時にまで遡る。

ちなみに1885(明治18)年ころは、各種の法典の編纂事業が行われていた時代である。当初はフランス人のボワソナードにフランス語で起草させたものを日本語に訳すという作業が行われた。しかし、徐々に日本人法律家自身の手によって起草が担われていく。基本的に法律用語は欧米からの輸入物であり、これを日本人に理解できるように翻訳語を創らねばならなかった。漢字文化圏での大規模な欧米の法制度の翻訳の試みは日本が他に先駆けて行うものであり、1880年代後半から1890年代前半にかけて日本人法律家は全く新たに欧米の法律用語や思想を漢字へと翻訳するという仕事を担うことになった。英吉利法律学校で講義を担当した者の中には、こうした仕事を担った人も多数おり、彼らが当時口頭で語った講義を記録した講義録は、西洋法の翻訳の進展過程を解明していくための貴重な史料群を形成している「写真2」。

## 2 学生たち

現在、中央大学法学部には、通学課程とならぶ形で通信教育課程がおかれている。この位置づけが示すように、通信教育部は、あくまでも法学部の一課程ということになっており、教育目標や内容についても、基本的に通学課程法律学科と同一であるという原則がとられている。そして、法学部が法律家養成を担っていることから、いわば当然のこととして、通信教育課程の教育にあっても、法律家養成がその中心として意識されることになる。数として多いわけではないが、法律家を志望して入学し、司法試験合格にまでたどり着く者もいる。



[写真2] 英吉利法律学校  
法律講義録

通信教育課程による法律家志望の学生を語るにあたっては、まずは、我が国の法律家養成制度（特に弁護士養成制度）の、ある一つの特徴について説明しておく必要がある。それは、順調に学校へ進学することができなかった者にも、ほんのわずかな形ではあるものの扉を開いてきたという事実である。今日であれば、高校を卒業し、大学に進学し、法科大学院に進んで司法試験を受けるというのが法律家になるためのメインルートである。法科大学院ができたのは21世紀初頭のことであり、それまでは、高校卒業後法学部に進学し、司法試験を受けるという形がとられていた。戦前にあつては、中学を卒業したあと、高校、大学と進学して高等文官試験を受験していた。こうしたルートからそれてしまった者、あるいはそもそもこのルートにのれなかった者にも、法律家になる扉が何等かの形で開かれ続けていた。1893（明治26）年より1922（大正11）年まで、弁護士になるための試験として弁護士試験があった。この試験は、学歴不問であった。そのため、現代の高校にあたる旧制中学を卒業していなくとも受験することができた。もちろんこの試験自体は、大学法学部を出た者にとっても容易なものでなく、

そうした教育機会を得られなかった者が合格するのは至難の業であったが、それでも合格した者はわずかながら存在した。1923（大正12）年より、弁護士になるための試験も、高等文官試験に吸収された。これにより、学歴のない者の法律家への道は一旦は閉ざされるものの、高等文官試験の枠内にもうけられた予備試験・高等試験という試験を通じ、中学校の卒業生でない者にも、ほんのわずかな形ではあるが扉が開かれた。戦後の司法試験制度にあつても、大学を卒業していない者にも、「一次試験」という独自の試験を通過することにより、司法試験の受験が可能とされていた。ここまで見てきたように、司法試験の世界にあつては、形はかえつつも、順調に学歴を重ねることができなかった者にも受験のチャンスが与えられてきた。つまり、試験一発で人生大逆転という可能性を残し続けてきたのである。このチャンスの存在が法律を学ぶモチベーションになってきた。そしてこうした形での受験を目指す者を受け入れ、法学を学ぶ機会を提供してきたのが法学部の通信教育課程であり、数こそ多くはないものの、今もなお法律家になることを志望し通信教育部に入学する学生は存在し続けている。

法律家になりたい人たちの受け皿という機能を通信教育部が担っているのは確かであるが、現在、本学の通信教育部に学んでいる人たちの多くは、別の目的で入学してきている。入学者のボリュームとしても大きいのは、40歳代・50歳代の3年次編入生であり、アンケートによると、こうした学生たちが入学の目的としてあげる項目のうちもっとも多い回答項目は「教養としての法学・法律知識の修得」である。この数字は、通信教育部での授業を担当する中での実感と完全に一致する。40歳代、50歳代の学生で、ある種の教養的に法学への関心を強くもっている人たちが教室の中でもっとも目立つ存在である。

彼らはなぜ法律を学ぼうと思ったのだろうか。筆者のこれまでの経験からすると、法律にかかわる仕事を与えられ、その中で断片的な知識ではなく、体系的な法律知識の必要性を感じたという声が多いように感じている。法学には、憲法・民法・刑法といった伝統的な科目の他、労働法・環境法といった比較的新しい領域もある。法律知識は、そのどこか一つ二つの分野だけをつまんでも理解を深めることはできないのであって、一通り全体を学

ぶ必要があるが、これを独学で行うことは至難の業である。そこで通信教育部の扉をたたいたということなのだと思われる。

もちろん大卒資格を得るという目的で入学する者も多い。かつて印象深かった学生に、元警察官がいた。その学生は、高卒で警察官となり20歳前後で一旦通信教育部に入学したが、学生運動盛んな時代に機動隊に配属され、その激務故に勉学を進めることができなくなってしまったとのこと。途中の中断をなんとかはさみつつ学業を継続し、最終的には警察官を退職した後になってようやく卒業までたどり着いた。実に40年以上の時間をかけた大卒卒業であった。

### 3 現状と課題

#### (1) インターネットを利用した講義展開

通信教育部の学習の基本型は、教科書を読んだ上で4通のレポートを書き、これが合格したら科目試験をうけて単位を取得するというものである。スクーリングを受講すればレポートが2通免除となる。スクーリングは、従

来、夏期に大学キャンパスで集中的に実施されるものと、地方会場で実施されるものがあった。近年は、これにあわせ、オンデマンド型のスクーリングが展開され、学生は、インターネット上の動画を視聴するという形で学習を進めることができる。法律系の主要科目については大体このオンデマンド型スクーリングの受講が可能になっている。また、コロナ禍の際に対面でのスクーリングが困難になったことから、オンライン会議システムを利用したスクーリングも実施されるようになった。以上の結果、特に法律系の専門科目に関しては、インターネットを通じてその大部分を学習できるようになっている。

オンデマンド型のコンテンツについては、基本的には、撮影のための講義を行い、5年程度をめどにコンテンツを作成し直すという形がとられている。この授業を担当するのは、原則、法学部の専任教員であり、内容的には、通学課程向けの授業と同じものが作成されている。コロナ禍では、通信教育課程のこのオンデマンドコンテンツが通学課程のオンライン授業の一種の補助教材として活用された。また現在もこうした形で通学課程の教育を補助するものとしても用いられている。

インターネットを利用した形での授業形態の拡大は、学生と教員との知的格闘の場としての教場の喪失をも意味している。従来、地方で実施されるスクーリングでは、金・土・日の三日間、朝から晩まで授業を行うことで、濃密なコミュニケーションを行うことができた。このコミュニケーションは学生にとってはもちろんのこと、教える我々にとっても、学生たちの関心や理解力、価値観を知るためのいい機会であった。しかし、こうしたコミュニケーションはインターネット上では不可能である。とはいえ、全国に散らばる学生たちにできるだけ平等に教育機会を提供するためには、インターネット利用という方向性を堅持せざるを得ない。そのため学生と教員とのコミュニケーションを別の形でとる方策が必要とされている。

## (2) 初年次教育

通信教育部のほとんどの授業は、通学課程でその科目を担当している教員が担当し、その内容も通学課程とかわるものではない。成績評価についても、大きな違いがもうけられているわけではない。通学課程と通信教育課程の授業を同一とするのが本学における原則となっている。

通信教育部に集う学生たちのニーズが、法科大学院や司法試験の受験であったり、法学領域における幅広い体系的知識の修得である以上、こうした原則をかえる必要はない。しかし、現実的には、多くの学生にとって、授業についていくことが困難であることは確かである。法学の領域においては、高校までの勉強の延長という形で学習を行うことはむしろかしく、この領域独特の思考法を身につけることが必要となる。従来、こうした思考法は、各科目の学習の中で、とりわけレポートの添削指導の中で身につけていくべきものとされてきたが、その修得に苦勞している学生は、以前よりも増加しているように思われる。ただし、こうした現象は通信教育部の学生に限ったことではない。通学課程の学生に関しても、講義等の中で自力でこうした思考法を身につけていくことができない者が以前よりも目につくようになっていく。

そこで、中央大学法学部では、近年、法律学への導入に力を入れ始めている。通信教育部では、学習ガイダンスという枠組みを拡大し、教科書の読み方、レポートの書き方、法的思考の初歩についてのレクチャーを始めている。こうした初年次教育の必要性は、大学教育一般で

も語られているところであるが、学習能力の差の激しい通信教育においては、とりわけその必要性があるといつてよいだろう。

### (3) 学生会支部

通信教育部の学生（以下「通教生」という）は、その性質上当然のことではあるが、一人で孤独な勉強を強いられる。そして多くが挫折する。こうした欠点を補うためには、学生どうしの対面での交流の機会を意識的に、そして制度的に確保していくことが求められる。従来、中央大学通信教育部では、学生会支部を各地に設置していた。これは学生によって運営される一種のサークルのようなものであり、その活動に大学として一定の補助を出すことで、支部会活動の促進をはかっていた。支部会では、定期的に学習会や合宿ゼミを実施し、学生間の交流をはかっていた。かつては地元の法律家たちの支援の下、こうした活動が活発に行われていたが、近年は、首都圏を除くと活動が低調となっている。近年のスクーリングのオンライン化もこの流れに拍車をかけている。

### (4) 進路

通信教育部卒業後のさらなる勉学環境については課題

が多い。学生の多くは社会人であり、卒業にあわせて就職活動をするという問題はない。むしろ卒業生の多くはさらなる勉強を希望している。しかしそのニーズにあわせた形で次なる教育機関につながっていったくない。

司法試験を目指すのであれば法科大学院に進学するのがメインルートとなる。通常、法科大学院は全日制がとられており、学費も相当な高額におよぶ。そのため通教生にとって通常の法科大学院への進学は経済的にほとんど不可能である。夜間開講形態をとる法科大学院もなくはないが定員はごく少数である。さらに通信教育部卒業時点で、すぐに法科大学院の入試に合格する学力がついていないというわけでもない。研究者養成型の大学院への進学というのも現実的にハードルが高い。このタイプの大学院も全日制であるし、学費は高額である。大学院で研究者を目指すという形の学習形態はそうそうとすることはできない。前述のように、通教生の多くは教養として法学を学ぶことを希望している。しかし、こうした形での教育機会を提供している大学院等は基本的には存在しない。

以上のような状況をうけ、もっと勉強したい通教生は、卒業後、別の通信制大学に通ったり、あるいは本学の聴

講生、科目履修生という形で大学に残りつづけることになる。かつてある卒業生が語っていた言葉が忘れられない。その学生は、入学して数年間は勉強に苦勞したが、勉強の仕方がわかってきたら、あたかもところてんが押し出されるかのように、大学から押し出されてしまったと語っていた。もっと勉強したいのだが、勉強する場所がないと嘆いていた。この学生が卒業したのは10年以上まえのことであるが、その頃から状況は全くかわっていない。

### 最後に

本学の通信教育部のこだわりは、通学課程と可能な限り同じコンテンツを通信教育で展開するというものである。これは、法学知識を全国に広く普及させねばならないという、中央大学創立当初からの理念に由来するものといつてよい。同じ役割をもつものとしてかつて夜間部も存在していたが、すでに廃止されており、その結果、高校卒業後すぐに大学に進学することができなかった者の受け入れ先としては通信教育部のみとなっている。

筆者は昨年より通信教育部長の職にある。その職についてよくよくわかったことであるが、法知識の普及という社会の負託にこたえるため、前任者たちは、地道な努力や工夫を積み重ねてきた。我々は引き継がれてきたバトンをさらに次へとつなげていかねばならない。その責任の重さを感じているところである。法というものは、単に条文化すれば実現するというものではない。その実現のためには、権利主張がなければならぬが、誰でもこうした主張ができるわけではない。その権利主張をサポートする存在があってこそその法の実現である。そのためには、法知識の普及が必要不可欠である。その社会的ニーズがある限り、こうした教育機会の提供を続けていく責務が本学にはあると考えている。

## 社会と芸術の 新たな関係を目指して

範國 将秀

京都芸術大学通信教育課程事務局長

本学が通信教育部を芸術学部を設置したのは1998年、通信制大学院の構想が始まったのが2005年であるから、比較的早い段階から通信教育による大学院は構想され、実現したといえる。もとより学部教育に比較して、個人製作の時間が多い大学院は、通信教育に相性の良いものだと本学は考えていた。しかしながら、通信制の大学院設置の推進力となったのは、もっぱら創設時の専攻名でもある「芸術環境」という概念にあったと私たちは考えている。

芸術研究科長の上村博は「芸術環境」の研究範囲や研究方法について、以下のように定義している。

「今日の情報化社会において個々の人間や地域の環境が芸術活動にとっていかなる意義を有しているのか、またその活動環境を作り育てることはいかにして可能なのか

を実践的に研究します。これは自分のフィールドに根ざして制作や研究を続ける学生にこそ有利な専門分野であり、通信教育という手段を通じて学生個々の制作・研究と相互の交流の双方を実現しようとするものです」(大学院案内パンフレットより)

通信教育の学生は、学習環境さえあれば、海外にいても制作や研究を行うことができる。この利点を活かした実践こそが本学大学院芸術専攻(通信教育)のだいご味であり、通信制大学院だからこそ可能な芸術教育だと考えた。これは、海外を含む多地域において、多世代が芸術を京都の地で学び、そしてそれぞれの地域に戻ってその地の芸術を活性化させるという、本学の「藝術立国」という理念と通底している。

このようにして、2007年に定員80人でスタートした通信制大学院はやがて、一つの転機を迎えることとなる。それがコロナ禍の2020年、完全オンラインでの芸術修士課程「学際デザイン研究領域」の誕生であった。

「デザイン思考」「完全オンラインMFA(芸術修士)」などのキャッチフレーズが奏功し、初年度募集で242人(定員50)が志願し、現在も多くの志願者を得ている学

際デザイン研究領域だが、むしろ本領域の特徴は、オンライン上でのグループワークを徹底したことにある。動画視聴、試験、レポート提出といった、従来の通信教育が陥りがちな、「個」に閉じた学習ではなく、「わかちもたれる知」を創出するというコンセプトのもと、ピア・ラーニングを中心に据えたカリキュラム設計により、新たなオンライン教育を提示できると私たちは考えた。これらのグループ単位での学びは、時に企業連携型プロジェクトを生み出すなど、すぐさま新たな広がりを見せ始めている。社会と芸術の新たな関係を模索する「芸術環境」のコンセプトは、よりダイナミックな形で実を結び始めたかのようなのである。

また、全国の学生がつながりながら学ぶ環境は、通信教育の課題といわれる退学除籍防止にも寄与している。たとえば2020年度の通信制修士課程入学者は179人であったが、うち160人が最短の2年で今年（2024年）3月に修了した。それは、年代や学ぶ環境が多様な芸術系通信教育において、学び続け、最後まで学びきる状況を学生が作り出せるように、本学オリジナルのSNSコミュニティやZoomを活用したオフィスアワー等で、教職員が支援し続けている成果でもあるだろう。

やがてコロナ禍を乗り越え、オンライン教育システムやオンデマンド教材を活用した教育手法といった、通信教育課程が蓄積してきた教育に関わる仕組みやノウハウは、徐々に通学課程へのオンライン教育の導入という新しい状況を生み出した。そしてそれは、本学の大学院改革という流れへとつながっていった。

2023年、本学はこれまで通学、通信それぞれ1専攻であった大学院を計3専攻に改組した。通信教育課程では、すべての学びを完全オンラインとする「芸術専攻」を設置した。通学課程では、これまでの完全通学型の「芸術専攻」に加え、従来通信教育課程で行われていた、自宅学習と大卒での集中授業（スクーリング）を組み合わせた課程、すなわち通学通信ハイブリッド型の「芸術環境専攻」を新設した。こうして留学生を含む、現代の多様な学びの需要を広範に充足させるべく、3専攻はスタートした。初年度の志願者は通学、通信の修士課程を合わせて1469人となり、募集定員を大きく上回る好結果となった。

社会と芸術の新たな関係を目指して、今後も芸術を求めるニーズに的確に応えるとともに、たゆまぬ質保証と人材輩出に努めていきたい。

## 通信教育が直面する課題

貝英幸

佛敎大学副学長兼生涯学習機構長

### 1 通信教育をめぐる社会情勢

近年、「リスクリング」あるいは「アップスキリング」といった言葉に代表される社会人段階での学び直しに注目が集まっている。「人生100年時代」や、「超スマート社会(Society 5.0)の到来」といったセンサーショナルな問題だけでなく、2032年以降の18歳人口の大幅な減少という問題は、労働人口の減少というわが国の将来にも直接関わる緊急の課題でもある。この背景には、OECD加盟諸国内のなかでもとりわけ社会人段階での学び直しやスキルアップに関心が薄いという、わが国の社会や教育環境の特徴が影響している。文部科学省をはじめ経済産業省や厚生労働省などがタッグを組み、こうし

た問題に対するさまざまな施策を打ち出しているところからも、課題の重要性をうかがうことができよう。

ところで、社会人段階における学び直し自体は、今に始まったことではない。これまでも「生涯学習」という形で、生涯のあらゆる時期に行われる学び自体は連続と続けられてきた。そのような「生涯学習」を教育課程として、また高等教育機関として支えてきたのが、全国さまざまな大学が提供する通信教育であった。

本学を例にとれば、佛敎大学の通信教育課程は、すべての人に学ぶ機会を提供するという理念のもと、1953(昭和28)年に開設され、はや70年を経過しようとしている。大学卒業を目指す学部(本科)をはじめ、大学や短期大学の卒業を基礎資格としながら、各種免許や資格の取得を目指す課程本科、現職教員のスキルアップ、教養を深めることを目的とした科目履修コースなど、バリエーション豊かな学びを提供してきただけでなく、1999(平成11)年からは大学院を開設し、通信教育という学習手段を用いながらも、高度な学術研究に携わる機会の提供を目指してきた。

この点だけを見れば、昨今の「リスクリング」や「アッ

プスキリング」という問題への対処は、ことさらに新しい課題というわけではなく、これまでの通信教育で何が問題なのかという疑問も当然ではある。しかし私は、現在の通信教育は、大きな岐路に立たされているように感じている。

## 2 コロナ禍が通信教育にもたらしたもの

その理由の第一としてあげられるのは、2019（令和元）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態によって、通信教育のあり方を根本から問い直す必要が生じたことである。

通信教育は、テキスト履修とスクーリングという二つの学習形態を基本としている。テキストをじっくりと読み込みシラバスに沿った学習を進めるとともに、学習の成果をまとめたレポートを提出し、その内容に指導をうけるという学習の形は自学自習を旨としている。もちろん必要に応じて対面形式のスクーリングも設定されているが、通信教育の学習が「孤独との戦い」と称されるように、これが通信教育の一つの特徴といつてよからう。こうした通

信教育の特性は、社会からの隔離が叫ばれた感染症の拡大という事態に適していたことに疑いはない。

ところが、感染拡大のなかでの教育の遂行という大学に課せられたテーマは、それまで対面を基本としてきた通学課程の大学教育も同様で、むしろ通学課程の方が、その影響は重大だったかもしれない。それまで対面での授業が当たり前であった通学課程において、遠隔での教育に対応を余儀なくされた結果、それまでの通信教育にはなかった新たな成果が生み出された。遠隔という制限が加わるなかでいかにして教育効果をあげるのか、実験的な取り組みも含めこれまでとは異なる手段での学習や教育のあり方についてのさまざまな取り組みの進展には目を見張るべき点も多く、注目すべき成果も多くみられた。さらにこの間蓄積された成果は、対面での授業が復活した現在でも、オンデマンド・オンラインを活用した新たな授業形態として、通学課程の教育プログラムにしっかりと根をおろしつつある。次年度以降の大学認証評価においては、教育プログラムにおけるオンライン教育のあり方も評価項目の一つに加わると側聞する。

ICT技術を活用したオンデマンドやオンラインといっ

た教育のあり方は、これまでのテキスト履修、スクーリングという通信教育の根本的な枠組みに再考を促すこととなる。もちろん通信教育のあり方を規定した「大学通信教育設置基準」においても、所謂「テキスト履修」においては「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた学習が、他方「面接授業（スクーリング）」においても「メディアを利用して行う」授業が規定されている。

本来であれば、遠隔での教育という通信教育の特性に向き合い、如何なる教育の手段や方法についての知見は、通信教育が提供すべきだったのではないか。現状ではむしろ逆であり、これは通信教育に関わる者として大いに反省すべき点といえよう。

### 3 通信教育と学生支援

今一つの問題は、在籍学生へのサポート、すなわち通信教育における学生支援の問題である。

近年の通信教育における変化の一つに、入学者の変化があげられる。近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数が減少傾向にある一方で、通信制課程を置く高

等学校の校数は全体として増加傾向にある。在籍者数でも、全日制・定時制課程の生徒が1990（平成2）年以降減少の一途をたどるのに対し、通信制高校の在籍者数は1995（平成7）年以降、右肩上がりでの数を伸ばしている（文部科学省「高等学校通信教育の現状について」）。

こうした変化が何を意味するのかが明らかである。通信制の高校を卒業した生徒の進学先には通信制の大学も含まれているのである。

これまで「生涯教育」の名のもとに教育を提供してきた通信教育では、入学者の多くは、社会人、しかもリタイア層ないしは資格取得を目指す者であった。そこでの教育は、リタイア後の余裕のある時間を使って、興味のある分野や領域の専門学習をじっくりと腰を据えて学ぶ、免許や資格に必要な内容を限定的に学ぶというものであったように思う。

一方で、近年の大学教育、主に通学課程の大学教育においては、スタディスキルやアカデミックスキル、さらにはキャリアに対する意識の涵養など、4年間を通じた「社会人基礎力」の養成が重要視され、教育課程や各種のプログ

ラムなどの充実が図られている。こうした動きは、誤解を恐れずにいえば、これまで通信教育が全くといっていいほど手をつけてこなかった課題といってよいだろう。

こうした現状を目の前にして、われわれ通信教育に携わる者が、とりわけ免許や資格取得のサポートに力を入れてきた本学が考えるべきは、高校卒業後、時間をおかずに通信制大学に入学する者が何を求めているのかを知ることである。

本学において詳細な調査を行ったわけではなく、エビデンスに基づいた見解ではないが、通学課程の大学と同様、同質の教育が求められているのではないかと推測している。

教務関連でいえば、これまでのテキスト履修とスクーリングという枠組みのなかに、近年の大学で盛んになったスタディスキルやアカデミックスキルなど、学習の仕方自身に付ける機会の実現であり、それを可能とするような通信教育の独自のプログラムの構築である。

また通信教育における学生支援の重要度が増すことも必至であろう。

ICTを活用した教育のもとで学生間に格差が生じないような手立て、学生の孤立化を防止し、さらには人間

関係の構築にもつながる手立てを講じる必要がある。通信教育の特性の一つに在籍生の世代の幅広さや多様さがあげられるが、こうした点は通学課程ではさほど問題とならず、通信教育独特の課題でもある。この問題への対処は、「孤独との戦い」と称される、通信教育での学びへの有効な指針となりうる可能性を秘めている。

また、通信教育におけるキャリア支援も考える必要があるだろう。単に免許や資格取得をサポートするだけでなく、その先も見据えた支援体制である。これらの問題はこれまでの通信教育では、あまり真剣に考えられてこなかった問題で、正直なところ何から手をつけるべきか、暗中模索の段階といわざるを得ない。

### おわりに

ここに示した問題は、現在の通信教育が抱える問題のほんの一部に過ぎないが、こうした課題に対処するなかで、通信教育のあり方が問われるとともに、新たな通信教育の姿が明らかとなると確信している。大方の叱正助言を得ながらさらなる展開を模索したい。

## フルオンライン大学の

## 進化と将来性

—サイバー大学の教育テクノロジーと  
社会的貢献—

川原 洋

株式会社サイバー大学  
代表取締役兼学長

### はじめに

ソフトバンクグループの株式会社サイバー大学は、「情報革命で人々に学習の機会を」を経営理念に掲げ、フルオンラインの通信制大学として2007年4月に開学した。開学後17年以上を経て、いまでこそ大学運営のDXが重要なテーマとして議論されているが、サイバー大学では開学時より教育コンテンツや指導方法がデジタル化されていただけでなく、大学運営や業務フローそのもの

もデジタル化され、教職員による授業外の学生指導活動や業務も、そのほとんどをオンラインで実施してきた。

オンラインでの教育指導は、対面教育との組み合わせによって、より効果的となることが知られているが、卒業単位として認定されるすべての授業を例外なくデジタル化してきたことが、開学時には思いもよらなかった人々への教育機会の提供や各種教育格差の是正への貢献となることもわかった。こうした新しい教育ニーズに導かれるまま、学則の変更や教育システム、カリキュラムの開発を行ってきた。

本稿では、これまでのサイバー大学のオンラインによる正規教育におけるイノベーションと、デジタル大学だからこそなし得る新しい大学教育のあり方についても所感を述べたい。

### 1 双方向コミュニケーションを可能にするメディア 授業と単位認定のための本人確認システム

オンライン教育において、学生がいつでも・どこでも、そして（理解できるまで）何回でも授業を受けられること

は、最大のメリットである。その利点を最大化するために、2012年度より授業コンテンツにアクセスするにはパソコンやスマートフォンブラウザだけでなく、事前にコンテンツをダウンロードしておけるiPhoneやスマホの独自アプリも提供し、授業コンテンツの可用性を著しく向上させた。これをきっかけに、隙間時間での学習を促進し、学生の受講環境を拡張するとともに、受講時間を大幅に確保した「図1」。

サイバー大学は、高度マルチメディア教育といわれている、教員と学生の双方向コミュニケーションによる授業を行っている。専門分野の多くの演習科目や卒業研究科目での学生発表などでは、学生はコンテンツ制作ツールを駆使して、スライドと自分のビデオを同期させたプレゼンテーションコンテンツをパソコン上で制作している。ゼミナールでは、学生による発表



〔図1〕異なる端末で受講可能な学生ポータル

コンテンツをクラス内で共有し、SNSにあるチャットのようなテキストによる掲示板を運営して、オンデマンドでありながら、学生間の双方向コミュニケーションによるディベートを展開している。

フルオンラインでの授業運営や評価などの教育活動をすべて単位認定可能な正規教育課程とするには、厳格な本人確認のシステムと監視体制が必須である。サイバー大学では課題の提出やオンラインでの定期試験など、重要な評価行為に際しては、学生のパソコンに装備されているウェブカメラを監視カメラに転じて、顔認証（生体認証）による本人確認を実施している。とくにオンライン試験の場合、試験中の顔監視や音声録音、解答中のシステムログも記録し、受験時の不正行為の有無をAIがリアルタイムに監視し、必要に応じてその場で警告を画面に出す。また、定期試験期間終了後に一連の試験監視データのレビューを行い、成績評価の厳格化に努めている。ちなみにサイバー大学におけるオンライン試験は、持ち込み可能な試験形式を採用しているが、試験中の成り代わりや他者の介在によるカンニングを厳重に防止し、本人による単独受験であることに監視の重点を置

いている。

## 2 学生向けオンライン学習のリテラシー教育と高い履修継続率の維持

基本的な受講形態がオンデマンドである以上、継続的な受講を維持するには学生自らの学習への能動的な取り組みが重要である。入学直後に履修登録を行ったすべての科目に先駆けて、新入生は全員「スタディスキル入門」と呼ばれるリテラシー系教養科目を必修で最初に受講し、サイバー大学での受講に必要なさまざまな学習ツールやシステム機能の使い方だけでなく、科目内でのコミュニケーションの方法やマナー、学習進捗の管理方法やベストプラクティスについても学ぶ。

特に学習進捗の自主管理能力はオンラインでの履修継続上、重要な素養となっている。サイバー大学の学生ポータルでは、学生がシステムへログインするたびに、すべての科目の学習進捗と課題の提出日が一覧でわかるようになっていている。出席認定期間（通常は2週間）に受講を済ませれば出席、それ以降の期間に受講すれば遅刻扱いと

なる。期末試験終了まで受講が認められない場合は、欠席扱いとなる。授業出席は、各授業回の最後に設置されている小テストの受験や課題の提出をもって認定される。学習進捗管理画面では、その都度、受講すべき優先順位の高い科目の受講や提出期限が迫っている課題を認識して、アイコンをクリックすれば当該授業回のコンテンツや課題ページへ移動できるように「図2」。



【図2】学生ポータルと学習進捗管理画面

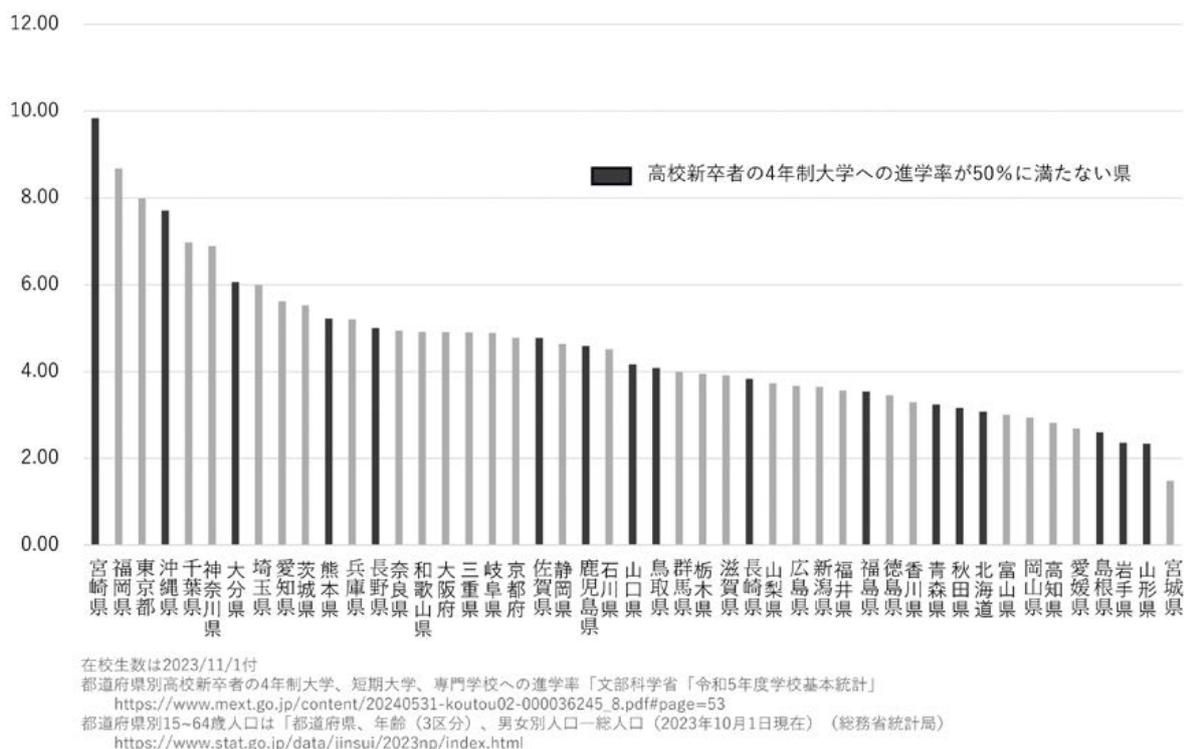
3 学生プロフィールにみる  
高等教育の各種格差是正への貢献

すべての授業をオンライン・オンデマンドで実施し、一切の通学を不要とした高等教育への可用性を限りなく向上した結果、サイバー大学の在校生に関するデータから、これまで議論されてきたさまざまな教育格差の問題を解消することに貢献できている証左がみえる。

例えば、いわゆる少子化の影響で、18歳人口の都道府県別大学進学率は、確かに全国的に著しく向上したが、都道府県間の大学進学率にはまだ大きな格差がある。令和5年度の高校新卒者の4年制大学への進学率が60%以上の地域は東京や京都など、わずか10都府県であるにもかかわらず、50%未満の地域はまだ17もある。

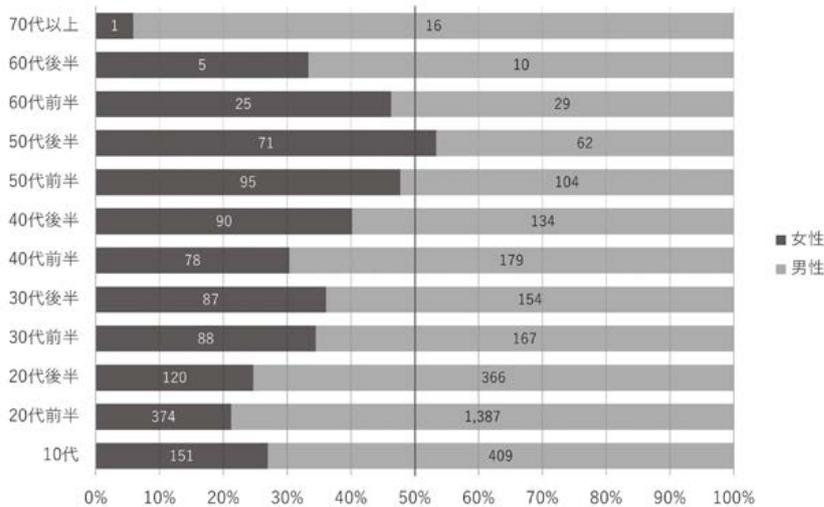
しかし、これらの大学進学率が50%未満の県を生産人口10万人当たりのサイバー大学の在校生数（学生の年齢分布が生産人口に重なる）の序列で見ると、進学率が5割を切る県が軒並み上位に位置していることがわかる【図3】。

また、理工系教育分野における男女比率の格差におい



【図3】都道府県別生産人口(15~64歳)10万人当たりの在校生数

でも、IT分野においては、年齢層が上になるに従って格差が縮小されていることもわかる。それどころか年齢が上がるに従って在校生数は少なくなっているとはいえず、50歳台ではキャリア志向の進学が増えているためか、男女数が完全に並んでいる。社会に出ても学ぶ機会さえあれば、また理系文系にかかわらず、学ぶ必要性を強く感じたからこそ学ぶという意欲があり、受け入れる環境さえあれば男女比の格差は解消されていくのではないかと推察される【図4】。



【図4】在校生の年代別男女比率(2024年5月1日付)

#### 4 マイクロクレデンシャルの 学位プログラムへの適用

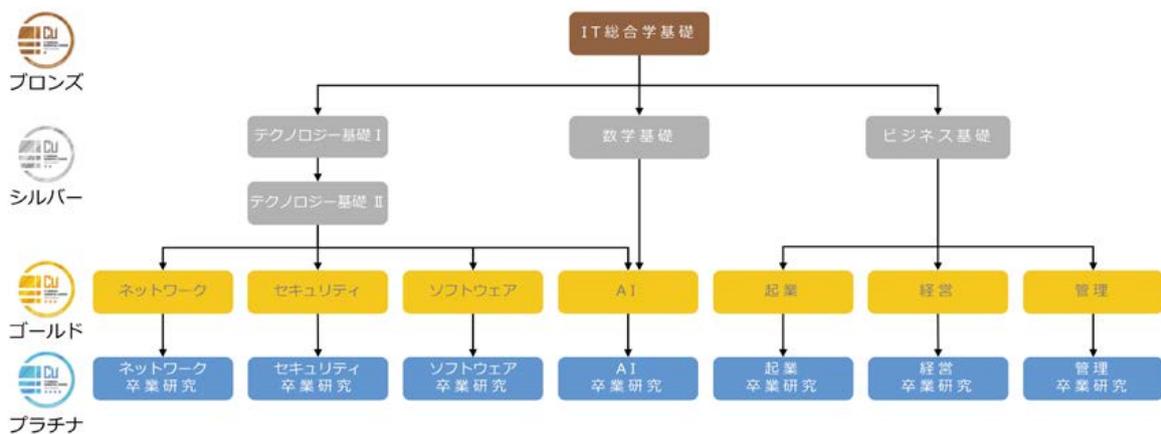
デジタル大学のもうひとつのカリキュラムのデジタル化を紹介したい。2024年春学期より、サイバー大学は学位プログラムのすべてをマイクロクレデンシャル(以下MC)で体系化して、オープンバッジによる認証のデジタル化も併せて実施した【図5】。カリキュラムの履修体系を踏襲しているため、独立した学修分野の修了を認証するものではなく、基礎モジュールをすべての専門分野の進路の出発点とし、専門性や難易度が上がるに従ってMC名やそれに伴うオープンバッジの色を明示した、積み上げ型(stackable)MCである。

これらの専門科目のモジュール化と上位MCの取得には下位のMCの取得を必須としたことから、分野別科目の履修体系を明確にすることで専門教育を強化する。それと同時に異なる分野の上位MCの取得を推奨することで、学修分野の多様性も推進するねらいがある。

例えば、「ソフトウェア」のMCをプラチナレベル(卒業研究)まで目指す学生には、並行して「経営」MCの取

得を促すことで、「ビジネスがわかるITエンジニア（文理二刀流）」としてのキャリアの準備をさせることができる。また、テクノロジー系のすべてのゴールバッジの取得を目標に掲げ、「テクノロジーマスタ―」型のエンジニアを目指す学生も現れ始めている。

学生アンケートから、オープンバッジに色づけられたMCの取得は、少なからず履修のインセンティブとなっているようで、開始以来、



[図5] IT 総合学部専門科目の積み上げ型マイクロレデンシャルとオープンバッジ

学生一人当たりの履修登録単位数の平均も上がっている。卒業生にいたっては、約30名が卒業後も科目等履修生として再入学し、未取得のバッジの獲得に励んでいる。カリキュラムの更新や拡充に伴い、MCは卒業生にとって継続学修のフレームワークとなることが期待される。

### 5 教育のデジタル化の今後

社会全体でデジタル化が進み、企業の経済活動においてはDX人材の育成が急務となっている。サイバー大学のようにデジタルを最大限に活用してデジタルテクノロジー教育を実践することは、その利便性や生産性の評価から、今後も加速度的に進められていくであろう。さらに「いつでも・どこでも」という時空間を超えた利便性だけでなく、オンデマンド学習は自習形式であることから、より個別最適化された形態に変容し、学習者に寄り添った教育サービスへと進化していくに違いない。個人の学習能力や進捗に合わせたAIに支援された教育体制は高等教育でもすぐそこまできている。